

いわてさんりく仕事の情報発信業務

業務仕様書

令和8年3月

岩手県沿岸広域振興局

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施するいわてさんりく仕事の情報発信業務（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務の目的

移住定住のメインターゲットとなる若者へ効果的なPRを行うため、沿岸地域で働く若手を取り上げたショート動画を制作するとともに、今後、地域から継続的かつ自発的なショート動画の情報発信が行われる体制を構築するため、若年層の定着やU・Iターンに関わる市町村関係者を対象に、ショート動画制作のスキル獲得に向けた取組みを行う。

2 本業務の概要

(1) 業務の名称

いわてさんりく仕事の情報発信業務

(2) 委託期間及び予算額

ア 委託期間

契約締結日から令和9年1月20日（水）まで

イ 予算額

570千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

(3) 業務内容

「3 本業務の仕様」のとおり

3 本業務の仕様

(1) 釜石・大槌地域で働く若手の動画制作

ア 対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 釜石市 ・ 大槌町
イ 実施内容	<p>以下のテーマに基づき、合計6本のショート動画を制作すること</p> <p>《テーマ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で働く若手の紹介（釜石市、大槌町 各2本） ・ 観光名所や地元人気店舗などの紹介（釜石市、大槌町 各1本）
ウ テイスト	<p>岩手県沿岸地域で働く・暮らす人の様子を軸に、仕事風景やイベントの様子から、その背景にある地域の人の思いや価値観も伝わるような、沿岸地域の魅力をトータルで紹介できるもの。</p> <p>また、動画を見た視聴者が「行ってみたい」「関わってみたい」「住んでみたい」などを印象付ける内容と構成であること。</p>
エ 画質	HD
オ 素材形式	YouTube、Instagramにアップロード可能な形式
カ 納期	令和8年12月15日（火）
キ 納品方法	動画データを格納したHDDまたはUSB
ク 納品場所	岩手県沿岸広域振興局経営企画部（岩手県釜石市新町6-50）

(2) 管内9市町村担当者等を対象とした動画制作ワークショップ

ア 対象者	<ul style="list-style-type: none">・ 移住定住担当者、移住コーディネーター・ 地域おこし協力隊募集担当者、地域おこし協力隊・ 市町村が設置する県立高校魅力化コーディネーター等、若者向け情報発信に関心を有する者等・ その他（観光協会や第三セクター等）
イ 実施内容	<p><第1回>SNS 動画の基本と企画 参加者がショート動画制作に必要なスキルを獲得できるよう、以下の内容を盛り込んだセミナーとワークを実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・ SNS の特徴と活用事例・ 動画構成と尺の考え方・ プロット制作（実践）・ 撮影の基本テクニック・ 撮影される際の話し方、伝え方・ 撮影（実践）・ 編集の基本テクニック・ 講師からのフィードバック <p><第2回>ショート動画制作における撮影・取材方法の見学 第1回の参加者で希望する者に対し、効果的な撮影・取材方法を学ぶ場として、(1)で制作する動画の撮影現場を見学する機会を提供すること。</p>
ウ 実施時期	<p><第1回>令和8年6月 <第2回>令和8年6月～12月 ※ (1)における動画撮影日に実施</p>
エ 会場	釜石市内
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 第1回の会場は公的機関の会議室等で行うこととし、沿岸広域振興局が手配するものとする。・ 開催告知、参加申込は沿岸広域振興局において実施するものとする。

(3) 自由提案

参加者は「1 業務の目的」に掲げる事項の達成に向けて、参加者が必要と考える企画内容を上記業務に組み合わせ、具体的な提案を行うこと。

4 留意事項

契約に当たっては、企画提案の内容及びその後の協議に応じて仕様書を変更することがあること。

5 完了報告書

企画提案者は、本業務の完了後、速やかに本仕様書の内容に従い業務を実施したことが分かるよう実施報告書（任意様式）を作成し、業務完了報告書（指定様式）と併せて提出すること。

なお、業務完了報告書及び実施報告書については、電子媒体（PDF等）で令和9年1月20日（水）までに提出すること。

6 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち管理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を沿岸広域振興局に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1)イ」により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置請求

ア 沿岸広域振興局は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

イ 沿岸広域振興局は、上記「(1)イ」による受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

ウ 受託者は、上記「(3)ア及びイ」による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、沿岸広域振興局に対して文書により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から沿岸広域振興局に移転することとするが、その詳細については、沿岸広域振興局及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定めるものとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

個人情報については、個人情報の保護に関する（法律平成15年法律第57号）第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。

7 その他

(1) 本事業の執行に当たっては、随時、沿岸広域振興局と協議を行うものとする。

(2) この仕様書に記載のない事項については、沿岸広域振興局と受託者で協議の上、取扱い等を決定するものとする。